

議長（福田会長）

会議資料15ページの議案第13号「慣行の取扱いについて」、専門部会の説明を求めます。

事務局（河原行政経営部長）

それでは議案第13号「慣行の取扱いについて」ご説明させていただきます。参考資料6～11ページもあわせてご覧ください。

まず議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、宇都宮市の制度に統一する。

なお、各町の慣行については、各地域において引き続き継承していくというものであります。

合併方式が編入合併になったことによりまして、慣行につきましては、基本的には宇都宮市の制度に統一されるものであります。しかしながら、各町における慣行を廃止するのではなく、引き続き各町で地域のシンボルとして継承していこうとするものであります。

参考資料の6～9ページにかけて、1市3町の慣行である市町章、市町民憲章、市町の歌、市町の木、市町の花、市町の鳥、市町民の日を掲載しております。

先進事例につきましては、参考資料10～11ページに、新潟市の例のほか6市の例を記載しております。以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第13号につきまして、専門部会の説明が終わりました。参考資料につきましては6～11ページまでとなります。ご意見等がございましたらお願いいたします。

では、私からお聞きします。例えば宇都宮市は鳥についての定めはないわけですが、上三川とか上河内はシラサギ、ヒバリとあります。今後の協議の中で、シラサギまたはヒバリを宇都宮市の鳥として新たに決めていくことになるのか、当面なしのままいくのか。

さらに、市民の日については、宇都宮市は4月1日になっていますが、上河内町は7月1日です。これは、合併に伴って、合併日ということもあるかもしれませんが、新たに市民の日というものを制定していくことが必要になってくるのか、あるいは現行のままでいくのか、この2つをお願いします。

事務局（渡辺行政経営課長）

まず鳥ですが、宇都宮市においては現在定めていないところでございます。現時点におきましては、鳥を定める必要があるかどうか結論は出ておりませんが、今後、皆さんと協議しながら、将来的に制定することも考えられるかと思われまます。

2つ目の、市民の日につきましては、宇都宮市の市民の日である4月1日で当面いき

いと考えております。よろしく申し上げます。

議長（福田会長）

ほかにご意見ございませんか。

説明がありましたように、シンボル、町章あるいは憲章、こういうものについては、引き続き各地域で使っていくことが原則だということでございます。

それでは、ないようでございますので、お諮りいたします。議案第13号「慣行の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

ありがとうございます。それでは議案第13号は異議なしということでございますので、原案のとおり決定いたします。